

決算説明補足資料

平成26年12月期第2四半期

平成26年8月14日



本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断されている一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また業績等は、様々な要因により大きく異なる可能性があります。

農薬登録制度につきまして、関係府省（農林水産省、厚生労働省、内閣府など）より新しい評価方法の導入が示されておりましたが、7月に入り、その内容が急遽具体化されたことにより、一部農薬製品の登録内容に関して変更が見込まれます。今後の業績に多大な影響を及ぼす可能性があるものの、具体的な時期は未確定であります。

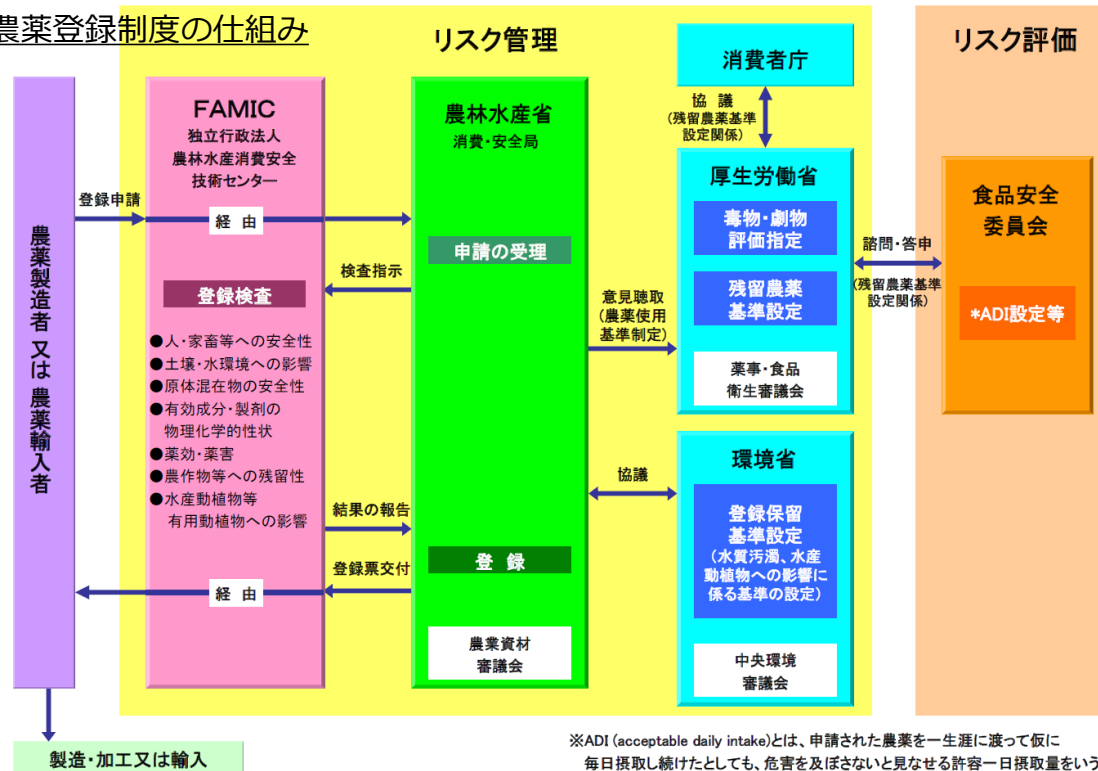
関係府省（農林水産省、厚生労働省、内閣府など）より導入が示されております新しい評価方法について、これまでとこれからの農薬登録制度の変更点を比較しながら次ページ以降で説明いたします。

◆ 農薬登録制度

農薬登録は、農薬取締法に基づいて行われるが、この農薬登録プロセスには農林水産省、厚生労働省、環境省、内閣府食品安全委員会、消費者庁が下記のようにそれぞれの役割に関わっています。

平成26年3月18日厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において『急性参照用量を考慮した残留基準値の設定について』報告があり、リスク評価(安全性評価)に急性参照用量 (ARfD) を設定する新しい評価方法の導入方針が示されました。

現在の農薬登録制度の仕組み



※ADI (acceptable daily intake)とは、申請された農薬を一生に渡って仮に毎日摂取し続けたとしても、危害を及ぼさないと見なせる許容一日摂取量をいう。

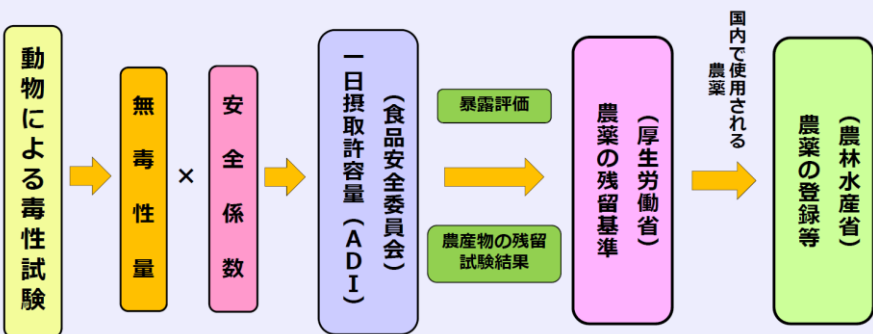
出典：独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) HPより

◆ 急性参照用量を考慮した残留基準値の設定（急性暴露評価）

今までの農薬の安全性評価は、長期間の経口摂取により、健康に及ぼす影響の指標として1日摂取許容量（ADI）を設定する事を主眼として行われていました。それに加えて、短期間の経口摂取により、健康に及ぼす影響の指標として急性参照用量（ARfD）を設定する新しい評価方法の導入が進んでおり、農薬ごとの急性参照用量の設定が具体化されつつあります。

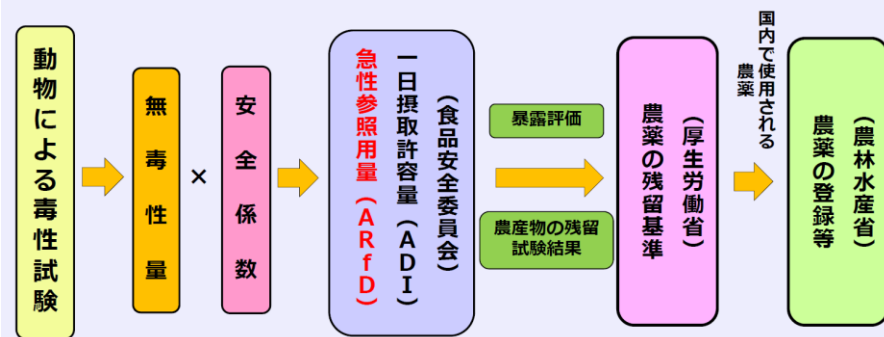
農薬の残留基準設定の流れ（これまで）

食品安全委員会が農薬のヒトに対する健康影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果に基づき食品中の残留基準値を設定する。これらの審査により安全性が確認された後、農薬としての使用が許可される。



農薬の残留基準設定の流れ（これから）

食品安全委員会が農薬のヒトに対する健康影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果に基づき食品中の残留基準値を設定する。これらの審査により安全性が確認された後、農薬としての使用が許可される。



無毒性量： ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量。

安全係数： 動物実験のデータを用いてヒトへの毒性を推定する場合、通常、動物とヒトとの種の差として「10倍」、さらにヒトとヒトとの間の個体差として「10倍」の安全率を見込み、それらをかけ合わせた「100倍」を安全係数として用いる。

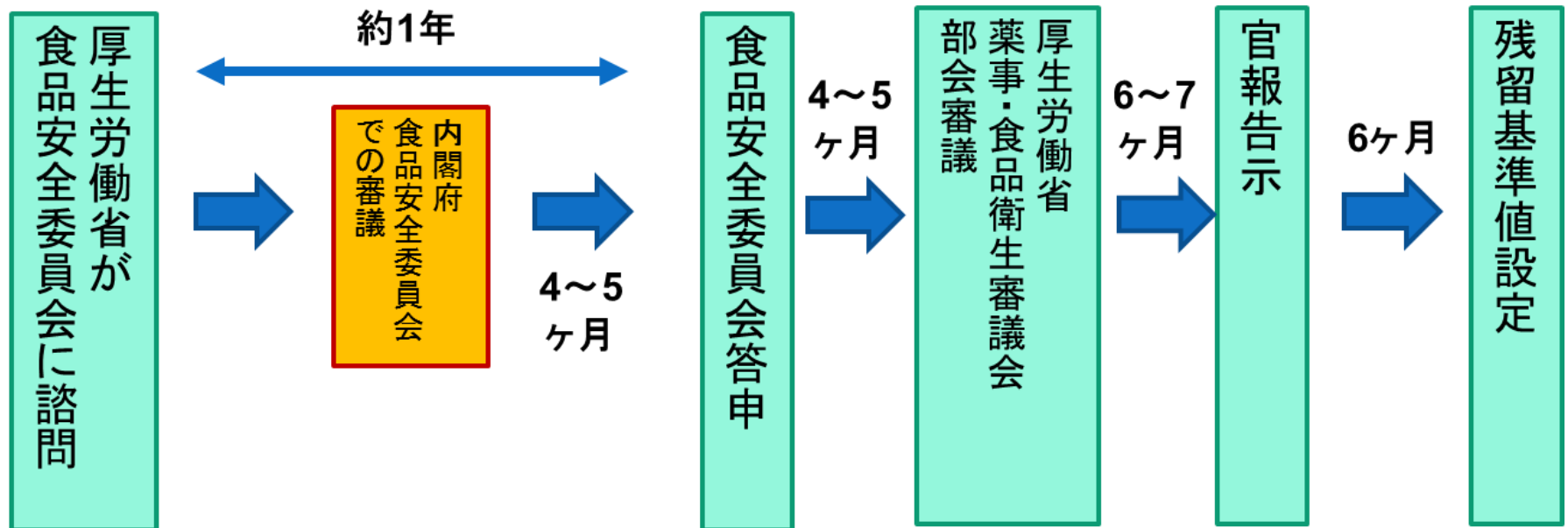
一日摂取許容量： ヒトがある物質を毎日生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

急性参照用量： ヒトがある物質を24時間又はそれより短時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量

◆ 残留基準値設定のスケジュール概要

当社は、急性参照用量を設定した場合の連結業績予想などに与える影響度合いを継続検討中であります。最近の試算では、一部農薬製品においては現状の登録維持が困難な試算となってきました。厚生労働省の急性暴露評価については、順次評価が実施され、通常その結論を得るには食品安全委員会への諮問から約2年半の期間を要します。

《残留基準値設定のスケジュール概要》



◆ 今後の当社の対応

当社としましては『当社製品の信頼性確保』の観点から食品安全委員会・厚生労働省審議会の審議を待たずに、農林水産省農薬対策室と協議の上、自主的に一部農薬製品について登録の変更申請を行う予定であります。

今後、登録変更申請による当社グループの業績への影響が明確になった時点で、速やかに新しい連結業績予想をお知らせいたします。
